

全ト協、埼ト協 協調助成の「標準的な運賃」

区分届出(ハイブリッド、電気、燃料電池)

支部名 _____ 支部

会社名

代表者

印

(会社印)

下記のいずれかにチェックを入れ、上記支部名、会社名、代表者記載、押印のうえ、提出をお願いします。

全ト協分のみの助成金

「標準的な運賃」の届出を運輸支局へしていない場合

全ト協及び埼ト協の助成金

「標準的な運賃」の届出を運輸支局へしている場合

(1)「標準的な運賃」を運輸支局へ届出した受付印コピーを令和6年度以降に埼玉県トラック協会に提出済

→この様式のみ提出

(2)「標準的な運賃」を運輸支局へ未提出

(令和6年度以降埼玉県トラック協会の助成金を受領していない)

→この様式に運輸支局へ届出した受付印コピーを添付して提出

※「標準的な運賃」の届出をしていない場合は、「標準的な運賃」を運輸支局へ届出し、申請書と一緒に受付印コピーを提出いただくと、埼玉県トラック協会の助成金が対象となります。

※ 助成金申請書類を提出後に「標準的な運賃」を運輸支局へ届出した場合でも遡って埼玉県トラック協会の助成金を受けることはできません。